平成２２年（フ）第７０７号
静岡県浜松市西区舞阪町弁天島2731番地の３
債務者　浅野　定子
1　決定年月日時　平成23年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉田　智樹
4　破産債権の届出期間　平成23年３月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年５月18日午後２時
6　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第７０８号
静岡県浜松市西区舞阪町弁天島2731番地の３
債務者　浅野　訓世
1　決定年月日時　平成23年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉田　智樹
4　破産債権の届出期間　平成23年３月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年５月18日午後２時
6　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第７８１号
新潟市西蒲区升潟5738番地
債務者　笹川こずえ
1　決定年月日時　平成23年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩渕　　浩
4　破産債権の届出期間　平成23年３月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月22日午前10時20分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第９７５号
兵庫県姫路市広畑区西夢前台８丁目42番地才崎橋ハイツ401
債務者　山口　美鈴
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中野　二郎
4　破産債権の届出期間　平成23年２月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月14日午前10時25分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第９８４号
兵庫県加古川市加古川町稲屋167番地の８
債務者　竹田　昭人
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　直樹
4　破産債権の届出期間　平成23年２月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月24日午前10時５分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第１８４２号
広島市安芸区船越５丁目17番10―201号
債務者　本多　一郎
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木村　　豊
4　破産債権の届出期間　平成23年２月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月19日午後２時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５０８号
神戸市西区学園西町７丁目１番地　735―402号、旧住所神戸市須磨区多井畑東町20番地の10
債務者　重富　晶志
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柴田　眞里
4　破産債権の届出期間　平成23年３月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月19日午前11時10分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第２号
鳥取県鳥取市賀露町西１丁目3010番地２
債務者　金谷　義信
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　豊福　　一
4　破産債権の届出期間　平成23年２月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月５日午前10時40分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１８１号
岡山県倉敷市玉島阿賀崎３丁目11番39―２号　ＳＫＩ―Ｂ棟105号室、住民票上の住所広島県世羅郡世羅町大字東神崎315番地２
債務者　原田　　亨
1　決定年月日時　平成23年１月19日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大名　　浩
4　破産債権の届出期間　平成23年２月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月18日午後１時45分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２２年（フ）第１８２号
広島県世羅郡世羅町大字本郷632番地11
債務者　原田　禮子
1　決定年月日時　平成23年１月19日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大名　　浩
4　破産債権の届出期間　平成23年２月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月18日午後１時55分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２２年（フ）第１７８号
佐賀県伊万里市二里町八谷搦1112番地
債務者　中山　昭彦
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　江越　正嘉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月２日午前11時
5　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第２２０号
佐賀県藤津郡太良町大字多良3898番地５
債務者　桑子　俊浩
1　決定年月日時　平成23年１月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大和幸四郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月２日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第５３号
沖縄県名護市字為又635番地、住民票上の住所那覇市楚辺２丁目32番９号
債務者　又吉　康男
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　與那嶺　敏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月16日午後２時
5　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
那覇地方裁判所名護支部